

奨学金貸付規定細則

1998年 3月31日 制定

2000年 3月20日 改訂

2005年 3月21日 改訂

2010年11月23日 改訂

(運營業務)

第1条 奨学金貸付業務は、厚生局の担当とする。

- 2 厚生局長は、責任役員会を代表して、業務運営の責任を負う。
- 3 貸付及び返済事務は、教団事務担当者によって処理される。

(申込手続)

第2条 奨学金の借入れを希望する者は、教団事務所に備えられた奨学金貸付申込書に必要事項を記入し、神学校入学許可書の写し、ならびに生計同一世帯の所得証明書を添付のうえ、教団教務委員会経由、責任役員会に提出する。ただし、責任役員会が認める場合はこの限りではない。

- 2 責任役員会は、奨学金貸付申込書を受付後、速やかに可否を決定し、教務委員長経由、本人に通知する。

(貸与期間)

第3条 奨学金貸付期間は、神学校在学期間に限定する。

(返済方法・返済例)

第4条 返済回数の最高は120回（毎月）または20回（半年毎）とする。

- 2 毎月返済の場合は10日までに、半年毎返済の場合は1月10日及び7月10日までに返済手続きを行う。

(制定、改廃)

第4条 この規定は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または改廃されるものとする。

- 2 この規定は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または改廃の議決がなされ、さらに定められた手続きを経た後、施行されるものとする。